

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目1番16号

氏 名 株式会社 熊木興業
代表取締役 熊木 堅志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事

熊 谷 俊



許可の年月日

令和4年10月4日

許可の有効年月日

令和9年10月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ 動物系固形不要物、シ ゴムくず、ス 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）、セ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）、ソ 鉱さい、タ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、チ 動物のふん尿、ツ 動物の死体、テ ばいじん、ト 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）（産業廃棄物を固型化処理したものに限る）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和4年10月4日	新規許可
令和5年12月25日	変更許可（1品目の追加, 限定の解除）
令和7年7月3日	変更許可（11品目の追加, 限定の解除）
令和7年7月8日	変更届（住所変更, 役員変更）